

(証券コード 9640)

平成26年 5 月27日

株 主 各 位

東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号

株式会社 セゾン情報システムズ

代表取締役社長 宮 野 隆

第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ですが後記の株主総会参考書類をご検討くださいます、以下のいずれかの方法により議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

【郵送による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年 6 月11日（水曜日）17時45分までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使】

議決権行使書用紙に記載のURLにアクセスしていただき、平成26年 6 月11日（水曜日）17時45分までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細につきましては3 頁に記載の「インターネットによる議決権の行使のご案内」をご確認くださいようお願い申しあげます。

なお、議決権行使書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年 6 月12日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 3 号
サンシャインシティ ワールドインポートマート
5階コンファレンスルーム
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第45期（平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第45期（平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号 議 案 剰余金の処分の件
- 第 2 号 議 案 定款一部変更の件
- 第 3 号 議 案 取締役10名選任の件
- 第 4 号 議 案 監査役 2 名選任の件
- 第 5 号 議 案 当社大規模買付ルール（買収防衛策）更新の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社のインターネットウェブサイト（<http://home.saison.co.jp/>）に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- 1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記 URL) にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com/>

- 2) 行使期限は平成26年6月11日(水曜日)17時45分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- 3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- 4) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- 5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部(以下)までお問い合わせください。

- 1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-768-524(平日 9:00~21:00)
- 2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-288-324(平日 9:00~17:00)

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、収益の向上が株主の皆様への利益還元に直結する業績との連動性強化と、万一業績が悪化しても一定の配当水準を維持する安定配当の両立を図ることを、利益配分の基本方針としております。

このような方針に基づき検討いたしました結果、第45期の期末配当につきましては、1株につき25円といたしたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金10円を含め、1株につき35円となります。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき25円といたします。

この場合の配当総額は、404,994,575円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月13日といたします。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、大規模買付ルール（買収防衛策）を導入・更新しております。

当社の大規模買付ルールは、当社の株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた上で更新されておりますところ、定款変更案第38条第1項は、当社の株主総会の決議により大規模買付ルールの導入・更新等を行うことができることを明確にするものであります。

定款変更案第38条第2項は、会社法第278条第3項但書に基づき、当社取締役会が大規模買付ルールの一環として新株予約権無償割当てを行うに際して、株主の皆様の意思に基づいて行うため、①株主総会決議により新株予約権無償割当てに関する事項を決定していただくか、又は②株主総会で一定の条件を定めた上で当該条件に従って新株予約権無償割当てに関する事項を決定することを取締役に委任していただくことを可能とするとともに、その他の大規模買付ルールにおいて定める対抗措置その他大規模買付行為等に関する事項について、株主総会決議により決定し、又はその決定を取締役に委任していただくことを可能とするものであります。

さらに、定款変更案第38条第3項は、当社取締役会が大規模買付ルールの一環として新株予約権無償割当てを行うに際し、新株予約権の内容として大規模買付ルールに定める一定の者による権利行使は認められないとの行使条件や、これに相当する取得条項等を定めることがあることから、この旨をあらかじめ明らかにするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、現行定款中変更のない条文の記載は省略してあります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
(新 設)	第7章 大規模買付ルール (大規模買付ルール) 第38条 当社は、株主総会の決議により、<u>当社の株式等の大規模買付ルールの導入、更新、変更及び廃止をすることができる。</u>なお、「大規模買付ルール」とは、<u>当社が資金調達等の事業目的を主要な目的とせずに新株又は新株予約権の発行又は割当てを行うこと等により当社に対する大規模買付行為の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものをいう。</u>

現行定款	変更案
	2. <u>当会社は、大規模買付ルールの一環として、新株予約権無償割当てその他の対抗措置又は大規模買付ルールにおいて定める大規模買付行為に関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。</u> 3. <u>当会社は、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、以下の事項を定めることができる。</u> (1). <u>大規模買付ルールにおいて定める一定の者（以下「非適格者」という。）は当該新株予約権を行使することができないこと。</u> (2). <u>当会社が当該新株予約権を取得する際に、これと引換えに交付する対価の有無及び内容について、非適格者と非適格者以外の者として別異に取り扱うことができること。</u>

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役田中順一氏は平成26年3月15日をもって辞任により退任し、また、本総会の終結の時をもって取締役全員（11名）が任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化を図るべく、取締役に2名減員し、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 (※ 印 は 現 職)	所有する 当 社 株式の数
1	よこ やま みつ お 横 山 三 雄 (昭和25年1月5日生)	昭和48年4月 株式会社緑屋（現株式会社クレディセゾン）入社 昭和63年2月 同社情報システム部長 平成7年4月 同社企画室長 平成11年4月 同社営業統括部長（兼）クレジット推進部長 平成13年2月 同社営業計画部長 平成13年6月 同社取締役 平成15年3月 同社西日本事業部長 平成16年3月 あさひカード株式会社（現りそなカード株式会社）入社 平成16年6月 同社取締役副社長 平成17年6月 同社代表取締役社長 平成22年6月※当社代表取締役会長	一株
2	みや の たかし 宮 野 隆 (昭和25年9月27日生)	昭和48年4月 コンピューターサービス株式会社（現SCSK株式会社）入社 昭和60年12月 同社取締役 昭和63年12月 同社常務取締役 平成7年6月 同社専務取締役 平成9年6月 同社代表取締役副社長 平成10年11月 株式会社CSK・エレクトロニクス（現株式会社MAGねっとホールディングス）代表取締役副社長 平成11年3月 同社代表取締役社長 平成13年8月 同社代表取締役会長 平成14年3月 株式会社ジェー・アイ・イー・シー（現株式会社JIEC）代表取締役社長 平成16年6月 株式会社CSK（現SCSK株式会社）顧問 平成16年8月 当社顧問 平成16年10月※当社代表取締役社長 平成17年4月 当社営業本部長、カード戦略推進部管掌 平成18年4月 当社営業本部管掌、カードシステム事業部管掌 世存信息技术（上海）有限公司董事 平成25年4月 株式会社アプレッソ取締役	19,900株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 (※ 印 は 現 職)	所有する 当 社 株式の数
3	の つ ひろ お 野 津 浩 生 (昭和35年 3 月13日生)	昭和59年 4 月 当社入社 平成13年 4 月 当社経営企画部長 平成13年 6 月※当社取締役 平成16年11月 株式会社ファシリティエクスパート サービスズ（現株式会社フェス）取 締役 平成17年 4 月 株式会社HRプロデュース（現株式 会社フェス）取締役 平成17年 5 月 当社BP0事業部長 平成21年 4 月※当社コンプライアンス室長 当社品質管理部担当	11, 300株
4	あか ぎ おさむ 赤 木 修 (昭和37年 8 月21日生)	昭和62年 4 月 大和証券株式会社（現株式会社大和 証券グループ本社）入社 平成 4 年 6 月 日本インフォメーション・エンジニ アリング株式会社（現株式会社JIEC） 入社 平成16年10月 当社入社 平成17年 5 月 当社経営企画部長 平成18年 4 月※世存信息技術(上海)有限公司董事 平成22年 4 月※当社コーポレートサービス本部長 平成22年 5 月 株式会社HRプロデュース（現株式 会社フェス）取締役 平成22年 6 月※株式会社フェス取締役 ※当社取締役 当社経営企画室担当 平成24年 4 月※当社経営企画室長 平成25年 4 月※株式会社アプレッソ取締役	3, 600株
5	つち はし しん ご 土 橋 眞 吾 (昭和34年10月29日生)	昭和57年 4 月 株式会社西武クレジット（現株式会 社クレディセゾン）入社 平成16年 2 月 同社関連事業部長 平成16年 3 月 出光クレジット株式会社監査役 平成18年10月 静銀セゾンカード株式会社監査役 平成19年 3 月 株式会社クレディセゾン財務部長 平成19年 4 月 株式会社セゾンファンデックス取締 役 平成21年 5 月 株式会社アトリウム監査役 平成23年 6 月※当社取締役 当社財務経理部長 平成25年 4 月※株式会社アプレッソ監査役 平成26年 4 月※当社事業管理部長 ※当社財務経理部担当	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 (※ 印 は 現 職)	所有する 当 社 株式の数
6	みず え しょう じ 水 江 司 二 (昭和35年 9 月22日生)	昭和59年 4 月 当社入社 平成15年 4 月 当社Bu1as事業部長 平成21年 4 月 当社BP0事業部長 平成23年 5 月 株式会社H R プロデュース（現株式 会社フェス）取締役 平成24年 4 月 当社システムサービスセンター長 平成24年 6 月※当社取締役 平成26年 3 月※当社営業推進室長 平成26年 4 月※当社流通サービスシステム事業部担 当 ※当社システムサービスセンター担当	2,300株
7	うち だ かず ひろ 内 田 和 弘 (昭和34年 4 月28日生)	昭和58年 4 月 コンピューターサービス株式会社 (現SCSK株式会社) 入社 平成 4 年12月 CSI株式会社（現株式会社CSIソリ ューションズ）取締役 平成 7 年 6 月 同社常務取締役 株式会社CSK（現SCSK株式会社）理事 株式会社JIEC取締役 平成14年 3 月 株式会社シマンテック執行役員 平成19年 6 月 株式会社シマンテック執行役員 平成21年 4 月 同社常務執行役員 平成23年 4 月 当社入社 平成25年 4 月※当社HULFT事業部長 ※株式会社アプレッソ取締役 平成26年 4 月※世存信息技术（上海）有限公司董事長	一株
8	よし の ま すみ 吉 野 真 純 (昭和40年 6 月30日生)	平成元年 4 月 株式会社第一勧銀コンピューターサ ービス（現みずほ情報総研株式会社） 入社 平成16年 4 月 当社入社 平成24年 4 月※当社金融システム事業部長	700株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 (※ 印 は 現 職)	所有する 当 社 株式の数
9	あ だ ち か ず ひ こ 安 達 一 彦 (昭和19年2月26日生)	昭和42年4月 株式会社日本ユニバック総合研究所 (現日本ユニシス情報システム株式会 社) 入社 昭和45年4月 日本シーディーシー株式会社入社 昭和49年10月 日本マーク株式会社代表取締役社長 昭和54年7月 日本タンデムコンピューターズ株式 会社 (現日本ヒューレット・パッカ ード株式会社) 代表取締役社長 昭和59年12月 株式会社インテリジェントウェイブ 代表取締役社長 平成12年6月 社団法人日本パーソナルコンピュー タソフトウェア協会 (現一般社団法人 コンピュータソフトウェア協会) 副会長 平成14年6月※当社取締役 平成17年2月 株式会社インテリジェントウェイブ 取締役会長 平成23年9月※同社会長	一株
10	か わ の た だ あ き 川 野 忠 明 (昭和24年9月2日生)	昭和47年4月 株式会社野村電子計算センター (現 株式会社野村総合研究所) 入社 平成5年6月 同社取締役 平成11年6月 同社常務取締役 平成13年6月 同社専務取締役 平成14年4月 エヌ・アール・アイ・データサー ビス株式会社 (現株式会社野村総合研 究所) 代表取締役副社長 平成18年4月 株式会社野村総合研究所専務執行役 員 平成18年6月 同社取締役専務執行役員 平成20年4月 同社代表取締役専務執行役員 平成21年4月 同社取締役 平成22年6月 同社顧問 平成23年6月※当社取締役	2,900株

- (注) 1. 内田和弘氏及び吉野真純氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 安達一彦氏及び川野忠明氏は、社外取締役候補者であります。
- また、当社は、川野忠明氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本総会において同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。

3. 安達一彦氏及び川野忠明氏を社外取締役候補者とした理由
- (1) 安達一彦氏は、株式会社インテリジェントウェイブの創業者かつ経営者として豊富な経験と見識を有しており、社外取締役としての在任期間中は、業務執行を行う経営陣から独立した立場から、取締役会の意思決定を行う上での適切な助言と提言をいただいており、引き続き就任いただくことが当社の経営に資するところが大きいと判断したためであります。
 - (2) 川野忠明氏は、長年にわたり株式会社野村総合研究所の経営に携わられており、その経験を通じて培われた企業経営に関する豊富な経験と高い見識をもとに、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、当社の経営全般に適切な助言と提言をいただいております。
4. 社外取締役候補者が当社社外取締役に就任してからの年数
- (1) 安達一彦氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって12年です。
 - (2) 川野忠明氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって3年です。
5. 当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定める金額または同法第425条第1項に規定される最低責任限度額のいずれか高い額としております。また、当該契約に基づく責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られております。本総会において各社外取締役の再任が承認された場合、当社は、各社外取締役との間で、引き続き同様の内容の契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

常勤監査役北條愼治氏及び監査役三木 茂氏は本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況 (※ 印 は 現 職)	所有する 当 社 株式の数
1	ほう じょう しん じ 北 條 愼 治 (昭和22年3月28日生)	昭和44年4月 株式会社西武百貨店（現株式会社そ ごう・西武）入社 平成6年5月 株式会社クレディセゾン入社 平成10年4月 同社販売促進部長（兼）信用企画部 担当 平成10年6月 同社取締役 平成15年3月 同社関連事業部担当 平成17年3月 同社財務経理部担当 平成18年3月 同社常務取締役 同社経営本部副本部長 平成19年3月 出光クレジット株式会社代表取締役 副社長 平成22年3月 同社取締役 平成22年5月 当社顧問 平成22年6月※当社常勤監査役	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況 (※ 印 は 現 職)	所有する 当 社 株式の数
2	お 小 川 憲 久 がわ のり ひさ (昭和26年1月7日生)	昭和54年4月 弁護士登録 柏木・清塚法律事務所入所 昭和62年10月 小川憲久法律事務所長 平成6年6月※山九株式会社監査役 平成6年12月※紀尾井坂法律特許事務所(現紀尾井 坂テームス法律特許事務所) 弁護士 平成10年4月※株式会社ナイスクラブ監査役 平成24年6月※一般財団法人ソフトウェア情報セン ター理事	一株

- (注) 1. 小川憲久氏は、新任の監査役候補者であります。
2. 北條慎治氏及び小川憲久氏は、社外監査役候補者であります。
また、小川憲久氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしておりますので、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 北條慎治氏及び小川憲久氏を社外監査役候補者とした理由
- (1) 北條慎治氏は、営業や財務等の幅広い知識と、クレジット業の経営者としての豊富な経験を当社の監査に反映していただけると判断したためです。
- (2) 小川憲久氏は、弁護士及び一般財団法人ソフトウェア情報センター理事を務めており、主に知的財産権分野を中心とする弁護士として長年にわたり培ってきた経験や見識を、当社の監査に反映し、独立かつ公正な立場による客観的な監査意見を期待できると判断したためです。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。
4. 北條慎治氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年です。
5. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 当社は、社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定める金額または同法第425条第1項に規定される最低責任限度額のいずれか高い額としております。また、当該契約に基づく責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られております。本総会において各社外監査役の選任が承認された場合、当社は北條慎治氏との間に引き続き同様の内容の契約を、小川憲久氏との間に同様の内容の契約を締結する予定であります。

第5号議案 当社大規模買付ルール（買収防衛策）更新の件

当社は、平成23年5月12日開催の取締役会において、企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組みとしての当社の大規模買付ルールを更新することを決議し、同年6月10日開催の当社第42期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました（以下、更新した大規模買付ルールを「旧ルール」といいます。）。旧ルールの有効期間は、平成26年6月12日開催予定の当社第45期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされております。

当社は、この旧ルールの有効期間の満了に先立ち、平成26年5月15日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様からのご承認をいただくことを条件として、当社の大規模買付ルールを更新すること（以下、「本更新」といい、別紙として添付しております更新後の大規模買付ルールを「本ルール」といいます。また、ご参考のために、本ルールについてのフローチャートを21頁に記載しております。）を決議いたしました。

つきましては、株主の皆様の本更新についてのご承認をお願いしたいと存じます。

なお、本更新につきましては、上記取締役会において、社外取締役を含む当社取締役全員の賛成により承認されております。

本更新による旧ルールからの主な変更点は、(i)意向表明書の内容について見直しをしたこと（本ルール2.(2)）、(ii)必要情報の内容の見直し及び必要情報リストの特別委員会への送付に関する手続の明確化を行ったこと（本ルール2.(2)）、(iii)大規模買付行為の開始可能時期について整理を行ったこと（本ルール2.(4)）、(iv)特別委員会における検討・勧告等の手続をより詳細に記載したこと（本ルール4.）等です。

1. 当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組み

(1) 当社の経営理念及び事業

当社の経営方針の根幹となる目指すべき企業像として、「顧客から高い信頼を得て、社員が意欲を持って働ける会社」を掲げております。顧客視点で顧客ニーズに合致した製品やサービスを提供することで、顧客に高く信頼されている企業、同時に、チャレンジすることを尊ぶ企業風土の中、社員一人ひとりが自己実現を図っている企業、すなわち、顧客にとっても、社員にとっても、存在価値が高い企業こそ、当社が目指すべき理想像であると位置付けております。そして、顧客の信頼が高く、社員が活力を持って働いている企業への成長を実

現でできれば、その結果として、当社の企業価値は自ずと高まるものと考えております。

また、当社は、このような経営理念のもと次の事業を展開しております。

① 「金融システム」事業

大手クレジットカード会社のシステム開発から運用までを担ってきた実績を活かし、金融システムのIT戦略からシステム構築におけるプロジェクトマネジメント、設計・開発、システム運用に至るまで、顧客のニーズや経営環境に最適なソリューションを提案しております。

② 「流通サービスシステム」事業

百貨店や量販店、コンビニエンスストア、スーパーマーケットなど、流通・サービス業界向けにシステムの構築とその運用を手がけており、POS、電子マネーなどとの連携はもちろんのこと、数多くのソリューションから最適なシステムを組み合わせ、顧客のビジネスを拡大させております。

③ 「BPO」事業

「Bulas」というサービス名称のもと、毎月の給与計算から年末調整業務まで、人事給与に関するあらゆる業務を総合的にサポートする業務代行サービスを提供しており、130社、19万人の運用実績を誇ります。

④ 「HULFT」事業

ファイル転送、データ変換、データ加工、データ統合、EDI、アプリケーション間連携、運用監視、セキュリティ監視といった、さまざまなデータ連携ニーズをトータルでサポートするパッケージ・ソフトウェア製品を提供しており、「HULFT」の販売は、製品の累計出荷数が約164,000本、導入会社数は約7,700社にも達しております。

(2) 当社の企業価値の源泉

当社の企業価値の源泉は、当社の事業領域における豊富な経験・実績・ノウハウ及び優秀な従業員により構成される経営資源、並びに堅牢なデータセンター、国内トップシェアを誇るHULFTに代表される製品群により構成される確固たる事業基盤にあります。

当社は、1970年の創業以来、流通、クレジットカードビジネスをはじめとする幅広い分野で信頼関係に裏付けられた多くの顧客の情報システムの構築・運用に携わると共に、前述の企業内・企業間通信ミドルウェア「HULFT」、人事・給与業務トータルアウトソーシングサービス「Bulas」の提供を通じて、顧客の

ビジネスを情報システムの側面から支援してまいりました。これらのサービス提供により得られた豊富な経験・実績・ノウハウと、その豊富な経験・実績・ノウハウを有する一人ひとりの優秀な従業員から構成される有形無形の経営資源は、当社の企業価値の重要な源泉となっております。また、顧客との高い信頼関係により支えられた事業拡大とともに強化・洗練された、堅牢なデータセンター、国内トップシェアを誇るHULFTに代表される製品群により構成される確固たる事業基盤も、当社の企業価値の源泉となっていると考えております。当社は、これらの経営資源及び事業基盤を企業価値の源泉とし、既存事業を遂行することに加え、新規事業・新規商材・新規市場を開発することにより将来的に業容を拡大し、当社の企業価値を向上させ得る確固たる事業基盤を有しており、かかる確固たる事業基盤も当社の企業価値の源泉となっていると考えております。

(3) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた施策

情報サービス業界においては、クラウドサービス、スマートデバイス、セキュリティ対策、ビッグデータ対応等への関心が高まり新たな需要を生み出すとともに、従来からの受注ソフトウェアやシステムなど管理運営受託も活性化しつつあり、業界全体は緩やかな回復傾向にあります。

当社は、こうした経営環境において継続的な成長を実現するべく、中期経営計画の達成に努めております。平成29年3月期を最終年度とする中期経営計画においては、中期経営ビジョンとして「布石を成果に～成長は挑戦の先に～」を掲げ、これまでに取り組んできた施策を着実に成果にするとともに、これからの3年間で新たに布石を打つことで、継続的に成長できる企業となることを目標としています。この中期経営ビジョンを実現するための中期経営方針として、「事業基盤の拡充」、「競争力の強化」、「それらを支える人材育成と確保」の3つを掲げています。すなわち、安定的な収益を確保するためのストックビジネスの拡大に加え、既存顧客の深耕や新規顧客の獲得を加速させることで「事業基盤の拡充」を図り、リリースした商品・サービスの市場価値向上や業務の生産性向上を図ることで「競争力の強化」に努めます。そして、これらの施策の実施を支える「人材の育成と確保」を行ってまいります。以上により、顧客や市場の変化に柔軟に対応するとともに、事業ごとの収益基盤を強化し、企業価値を高めるべく経営に取り組んでまいります。

2. 大規模買付ルールの必要性

当社取締役会は、大規模買付行為（別紙「大規模買付ルール（買収防衛策）」の2.(1)に定義されます。以下同じ。）を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。また、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為の内容等を検討し、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、大規模買付者（別紙「大規模買付ルール（買収防衛策）」の2.(1)に定義されます。以下同じ。）の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために大規模買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

したがって、当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定に重大な影響を与える者として不適切であると考えております。そこで、当社は、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定に重大な悪影響が生じることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するとともに、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したりすること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることを目的として、本更新を行うことといたしました。

当社の発行する株式については、平成26年3月31日現在において、株式会社クレディセゾン（以下、「クレディセゾン」といいます。）が発行済株式数の46.84%を、当社社員持株会が3.68%を保有しております（別添「当社株主の状況」をご参照ください。）。しかしながら、クレディセゾンが今後も当社株式を保有し続けることについて当社とクレディセゾンとの間に契約等が存在するわけではなく、将来、クレディセゾン側の一方的な事情によりクレディセゾンが当社の株式を売却し、当社の株式の流動性が増す可能性は否定はできません。また、上記のとお

り、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定に影響を与えることとなる可能性のある株式の取得等については、株主の皆様がこれに応ずるべきかについて検討するために必要な情報や時間が確保される等、透明性が確保されるべきであると考えております。もっとも、昨今、当社の株式について、当社の株主の皆様に必要な検討時間や情報が提供されないままに大量の取得がなされつつある状態にあったため、当社としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を維持・向上するためには、大規模買付ルールを更新することが必要であると判断し、本定時株主総会において株主の皆様からのご承認をいただくことを条件として、本更新を行うことといたしました。

なお、当社は、当社第43期定時株主総会において、Effissimo Capital Management Pte Ltd（以下「エフィッシモ社」といいます。）から提案を受けている大規模買付行為に反対し、これを中止することを求める議案について株主の皆様の賛成をいただき、平成24年6月12日付で、エフィッシモ社に対し、大規模買付行為を中止することを要請しております。当該株主総会決議に関し、エフィッシモ社は、平成24年11月20日付で、東京地方裁判所に対し、当該株主総会決議の無効確認を求める訴訟を提起しており、現在係争中です。

3. 大規模買付ルールの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針及び企業価値研究会報告書の要件に準拠していること

本ルールは、経済産業省及び法務省による平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）、及び企業価値研究会による平成20年6月20日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に準拠しております。

(2) 株主意思を重視するものであること

本更新は、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として行われます。

また、本ルールには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本ルールを廃止する旨の

決議がなされた場合には、本ルールをその時点で廃止します。その意味で、本ルールの消長は、当社の株主の皆様ご意思に基づくこととなっております。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本ルールの運用に際しては、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみにより構成される特別委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会の判断の概要については株主の皆様にご情報開示することとされており、本ルールの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。

(4) 合理的な客観的要件の設定

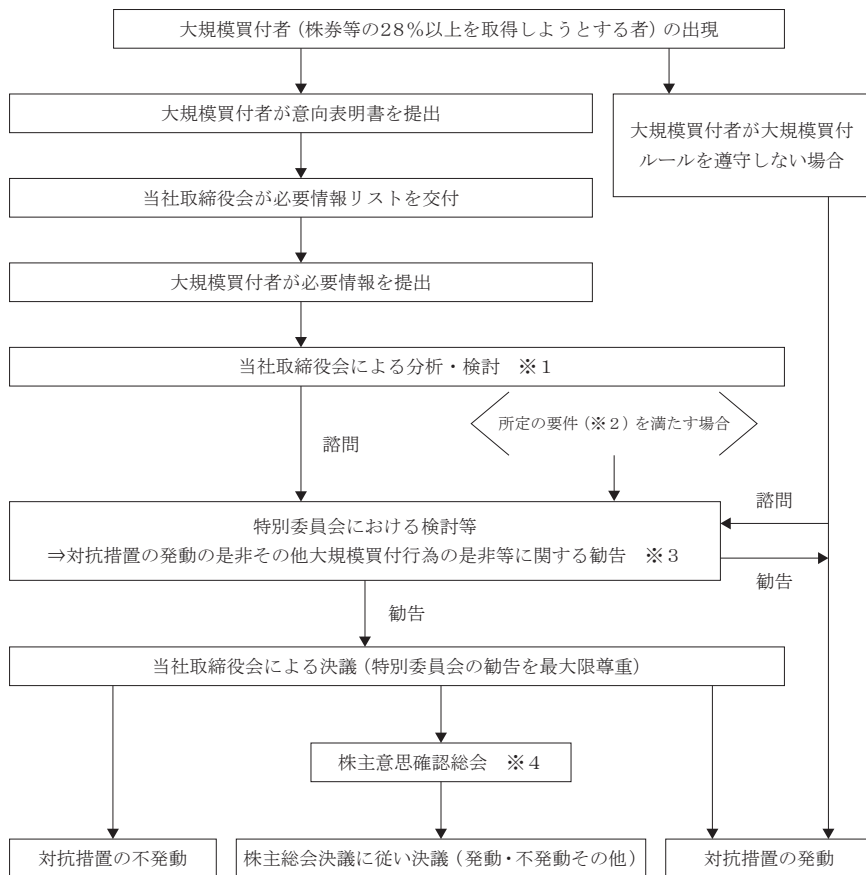
本ルールは、本ルールに定める合理的かつ客観的な要件が充足される場合でなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといたします。

(5) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本ルールは、大規模買付者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができないいわゆるデッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社取締役の任期は1年とされており、期差任期制は採用されていないため、本ルールは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないためその発動を阻止するのに時間を要する、いわゆるスローハンド型の買収防衛策ではありません。

以 上

【大規模買付ルールについてのフローチャート¹⁾】



- ※1 分析検討期間は、原則として60営業日以内としますが、当社取締役会は、必要がある場合には30営業日を上限として延長することができます。なお、当社取締役会が特別委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、取締役会の分析検討期間に含まれるものとします。
- ※2 当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合であり、かつ、対抗措置を取ることが相当であると認められる場合をいいます。
- ※3 特別委員会は、勧告に際して対抗措置の発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付することができるものとし、また、その理由を付して、大規模買付行為等に関する株主意思の確認を行うことを勧告することもできるものとします。
- ※4 当社取締役会は、①特別委員会が、対抗措置の発動に関して予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付して勧告を行った場合、若しくは大規模買付行為に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は、②大規模買付行為による当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する侵害が認められるか否かが問題となっており、かつ、当社取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集することができるものとします。

¹ 本フローチャートは、あくまで大規模買付ルールに対する理解に資することのみを目的として参考として作成されております。大規模買付ルールの詳細については、大規模買付ルール本文をご参照下さい。

大規模買付ルール（買収防衛策）

1. 大規模買付ルールの目的

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の買収を行おうとする者が従うべきルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を策定し、買収がルールに従って行われない場合や当社の企業価値又は株主の共同の利益に資さない場合には、対抗措置を発動することができるようにいたしました。

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の買収を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定に重大な影響を与える者として不適切であると考えています。大規模買付ルールは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定に重大な悪影響が生じることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の買収を抑止すると共に、当社株式の買収が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる買収に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したりすること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

2. 大規模買付ルールの内容

(1) 大規模買付ルールの適用（大規模買付行為の意義）

当社の発行する株券等（※1）の買付行為（買付け等その他の取得、買付け等その他の取得の申込み又は売付け等その他の処分の申込みの勧誘を含みます。以下同じとします。）を行おうとする者のうち、大規模買付ルールの対象となる者は、①当該買付者を含む株主グループ（以下、「大規模買付者グループ（※2）」といいます。）の議決権割合（※3）を28%以上とすることを目的とする買付行為若しくはこれに類似する行為を行おうとする者、又は、②当該買付行為の結果、大規模買付者グループの議決権割合が28%以上となる買付行為若しくはこれに類似する行為を行おうとする者（以下、①及び②の買付行為又はこれに類似する行為の一方又は双方を「大規模買付行為」といい、これを行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）です。

- ※1 株券等とは、別段の断りのない限り、金融商品取引法第27条の23第1項又は同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。
- ※2 大規模買付者グループとは、(i)当社の株券等（同法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）、並びに(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。
- ※3 議決権割合とは、(i)大規模買付者グループが上記※2(i)の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）を加算して計算するものとします。）、(ii)大規模買付者グループが上記※2(ii)の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。株券等保有割合及び株券等所有割合の算出に当たっては、当社は、その合理的な裁量において、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書等に依拠することができるものとし
ます。

(2) 大規模買付者による必要情報の提供

大規模買付者には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付行為によって達成しようとする目的の概要を明示し、大規模買付ルールに定められた手続を遵守することを約束する旨を記載した法的拘束力のある書面（大規模買付者の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、また、条件又は留保等は付されてはならないものとし、以下、「意向表明書」といいます。）をご提出いただきます。当社取締役会は、大規模買付者から提出された意向表

明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、以下の各事項を含み当社取締役会が大規模買付者の大規模買付行為の内容を検討するために必要と考える情報（以下、これらを「必要情報」といいます。）の提供を要請する必要情報リストを交付します。当社取締役会は、大規模買付者から情報の提供を受けた場合、速やかにこれを特別委員会（特別委員会の概要については添付資料のとおりです。）に送付します。当社取締役会及び特別委員会は、大規模買付者から提供された情報が十分ではないと認めた場合、大規模買付者に対して、追加的に情報の提供を要求することがあります。

当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書が提出された場合及び必要情報が提供された場合にはその旨を開示します。また、必要情報について、当社株主の皆様の判断のために必要であると判断した場合には、適切と判断される時期に、その全部又は一部を開示します。

必要情報の具体的な内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目としては以下の事項を含むものとします。

- ① 大規模買付者グループの概要
- ② 大規模買付行為によって達成しようとする目的
- ③ 大規模買付行為の方法及び内容
- ④ 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
- ⑤ 大規模買付者と第三者との間の当社の株券等に関する合意等の内容
- ⑥ 大規模買付者による過去の当社の株券等の取得に関する情報
- ⑦ 大規模買付者が当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑧ 大規模買付行為の後における当社の株主（大規模買付者を除く。）、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者等に対する対応方針（大規模買付行為によりこれらの者に生じる影響に関する情報を含みます。）
- ⑨ 反社会的勢力（反市場勢力を含みます。以下同じ。）該当性や反社会的勢力との関係に関する情報

(3) 当社取締役会による分析・検討

当社取締役会は、大規模買付者から必要情報の提供を受けた日から起算して60営業日以内の期間（但し、当社取締役会は、必要がある場合には、この期間を30営業日を上限として延長することができます。この場合、延長期間と延長

理由を開示するものとします。)(以下、「分析検討期間」といいます。)、外部専門家の助言を受けるなどしながら、必要情報の分析・検討を行い、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、また、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。

なお、当社取締役会は、下記4. 記載のとおり、一定の場合には、大規模買付行為に関し、株主総会²を招集し、株主の皆様の意思を確認する場合があります。

² 会社法第295条に規定される決議事項を決議する会社法上の株主総会に限らず、会社法における株主総会に関する規定に準じた手続により開催され、同条に規定される決議事項以外の事項について勧告的決議を行う場合も含めて「株主総会」と記載しております。

(4) 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付者は、当社取締役会が大規模買付行為に対する対抗措置の発動を行わない旨の決議を行い、又は当社株主総会において大規模買付行為に対する対抗措置の発動に係る議案が否決されるまでの間、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(5) 大規模買付ルールの適用除外

当社取締役会は、分析検討期間が終了しているか否かにかかわらず、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益に対する重大な侵害をもたらすおそれがないと判断した場合は、当該大規模買付行為について以後大規模買付ルールを適用せず、また、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、公表します。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、会社法その他の法律及び当社定款の下で可能な対抗措置のうちからそのときの状況に応じ最も適切と判断した手段を選択し対抗措置を発動することがあります。

なお、具体的な対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は、

別紙 1 に記載のとおりであり、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、差別的行使条件及び差別的取得条項等を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守している場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守している場合には、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置を発動する旨の決議を行いません。

但し、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合であり、かつ、対抗措置を取ることが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、前記(1)と同様の対抗措置を発動することがあります。具体的には、以下のいずれかに該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合に該当するものとします。

(a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合

- ① 株券等を買占め、その株券等について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある大規模買付行為である場合

(c) 大規模買付行為の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可

能性、買付等の後における事業計画、及び当社の他の株主、顧客、従業員等の利害関係者に対する対応方針等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な大規模買付行為である場合

- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の株主、顧客、従業員等との関係又は当社の企業風土を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす大規模買付行為である場合
- (e) いわゆる反社会的勢力又は反社会的勢力が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為である場合

4. 特別委員会における検討・勧告等の手続

当社取締役会は、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の取りまとめ等を行うに当たり、その判断の公正性を確保するために、事前に、大規模買付ルールに関して設置する当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会に対抗措置の発動の是非その他大規模買付行為の是非等に関する諮問を行います。なお、当社取締役会が特別委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、取締役会の分析検討期間に含まれるものとします。

特別委員会は、当社取締役会から諮問を受けた場合、当社取締役会に対し、大規模買付行為に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が必要と認める情報を提供するように要求することができます。特別委員会は、外部専門家の助言を受けるなどしながら、必要情報及び当社取締役会から提供を受けた情報等の分析・検討等を行い、当社取締役会からの諮問に基づき、特別委員会としての意見を取りまとめ、当社取締役会に対し、対抗措置の発動の是非その他大規模買付行為の是非等に関する勧告を行います。特別委員会は、勧告に際して対抗措置の発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとし、また、その理由を付して、大規模買付行為等に関する株主意思の確認を行うことを勧告することもできるものとします。

当社取締役会は、この特別委員会による勧告を株主の皆様の開示した上で、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動や大規模買付行為等に関して決議を行います。

また、当社取締役会は、①特別委員会が、対抗措置の発動に関して予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付して勧告を行った場合、若しくは大規模買付行

為に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は、②大規模買付行為による当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する侵害が認められるか否かが問題となっており、かつ、当社取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動その他当該大規模買付行為に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主総会の決議に従い、対抗措置の発動等に関する決議を行うものとします。

5. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本更新時点においては、新株予約権無償割当て等を行われませんので、株主の皆様の権利関係及び経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記の対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、適用ある法令、金融商品取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、株主の皆様（大規模買付者等を除きます。）が権利関係又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、(i)大規模買付行為が撤回された場合その他大規模買付行為が存しなくなった場合、又は(ii)新株予約権の無償割当ての決議に係るの判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により新株予約権の無償割当てを行う理由が存しなくなった場合は、効力発生日の前日までの間に新株予約権の無償割当てを中止し、又は新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までに無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株あたりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権無償割当てを行う場合、当該決定に際して割当期日を定め、これを公告いたします。また、新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、当社の書式による一定の誓約書をご提出いただいたうえ、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。但し、当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当該決定において定めた日をもって新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式等を交付することがあり、この場合、株主の皆様（大規模買付者等を除きます。）は、原則として、新株予約権を行使するための財産の出資を行うことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社普通株式等を受領することになります（この場合も、株主の皆様は当社の書式による一定の誓約書をご提出いただく必要があります。）。これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき別途お知らせします。

6. 大規模買付ルールの見直し等

大規模買付ルールの有効期間は、平成26年6月12日開催の当社第45期定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、大規模買付ルールを廃止する旨の決議がなされた場合には、大規模買付ルールはその時点で廃止されるものとします。なお、大規模買付ルールや対抗措置の内容については、適用ある法令及び証券取引所の規則に従い継続的に開示する予定です。

以上

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権の割当ての対象となる株主及びその割当方法

当社取締役会が定める割当日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社株式を除く。）1株につき1個の割合で割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は1株とする。また、当社が株式分割又は株式併合その他を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 株主に割り当てる新株予約権の総数

割当日における当社の発行済株式数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を上限とする。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1株あたり1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

大規模買付者、その共同保有者及びその特別関係者、これらの者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け又は承継した者、これらの者の関連者（親会社、子会社、兄弟会社及び協調して行動する者として取締役会が認めた者を含む。以下、本項に基づき新株予約権を行使することができない者を総称して「非適格者」という。）は、一定の例外的事由（※1）が存する場合を除き、新株予約権を行使できない。

7. 取得条項

当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権者（但し、非適格者を除く。）に対して、当社が新株予約権を取得するのと引換えに、新株予約権1個あたり当社普通株式1株を上限として交付することができるものとする。

また、行使期間開始日前日までの当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当社が新株予約権を無償で取得することができるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

9. 本概要は、実際に対抗措置の発動として新株予約権無償割当てを決議する取締役会において変更され得るものとする。

※1 具体的には、(x)大規模買付者が新株予約権無償割当ての決議後に大規模買付行為を中止若しくは撤回又は爾後大規模買付行為を実施しないことを誓約するとともに、大規模買付者その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)大規模買付者グループの議決権割合（但し、議決権割合の計算にあたっては、大規模買付者グループ以外の非適格者についても大規模買付者グループとみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとする。）として当社取締役会が認めた割合（以下、「非適格者議決権割合」という。）が、28%を下回っている場合は、当該処分を行った大規模買付者その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることが定められることが予定されている。なお、かかる非適格者による新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとする。

以上

特別委員会の概要等

1. 特別委員会の委員

特別委員会は、当社取締役会からの独立性の確保及び企業経営に関する判断能力の観点から、当社取締役会の過半数の承認を受けた以下の要件を満たす委員3名により構成されます。

- ① 当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者
- ② 有識者については、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者であり、かつ、別途当社取締役会が指定する当該有識者の当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者

2. 委員の略歴

① 竹原 相光 (たけはら そうみつ)

(略歴)

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 平成2年9月 | 中央新光監査法人 社員 |
| 平成8年8月 | 中央監査法人 代表社員 |
| 平成11年1月 | 預金保険機構買取価格審査会 委員 |
| 平成12年7月 | 中央青山監査法人トランザクションサービス部 部長 |
| 平成17年3月 | 中央青山監査法人 退所 |
| 平成17年6月 | ZEC00パートナーズ設立 同代表 (現任) |
| 平成17年6月 | 株式会社東京放送企業価値評価特別委員会 委員 (現任) |
| 平成17年10月 | 株式会社三菱ケミカルホールディングス監査役
(平成22年6月退任) |
| 平成18年10月 | 平成19年度公認会計士試験委員 (会計学管理会計論) |
| 平成19年6月 | 株式会社三菱製紙独立委員会 委員 (現任) |
| 平成19年8月 | 株式会社廣済堂企業価値向上委員会 委員 (現任) |
| 平成19年8月 | ブルドックソース株式会社独立委員会 委員 (現任) |

平成21年4月 明治大学会計専門職大学院特任教授（現任）

② 福島 洋尚（ふくしま ひろなお）

（略歴）

平成6年4月 南山大学法学部専任講師

平成9年4月 南山大学法学部助教授（平成12年3月退任）

平成12年4月 法政大学法学部助教授

平成15年4月 法政大学法学部教授（平成23年3月退任）

平成18年9月 ミュンヘン大学法学部客員研究員（平成20年8月退任）

平成20年12月 公認会計士試験委員（企業法）（平成23年12月退任）

平成23年4月 早稲田大学大学院法務研究科教授（現任）

平成24年12月 株式会社トライステージ特別委員会委員（現任）

③ 松山 遥（まつやま はるか）

（略歴）

平成7年4月 東京地裁判事補 任官

平成12年7月 弁護士登録（第二東京弁護士会）

平成12年7月 日比谷パーク法律事務所入所

平成14年1月 日比谷パーク法律事務所 パートナー

平成24年6月 フマキラー株式会社 独立委員会 委員（現任）

株式会社バイテック 社外監査役（現任）

平成25年6月 株式会社T&Dホールディングス 社外取締役（現任）

平成25年10月 小林製薬株式会社 独立委員会 委員（現任）

以上

〈ご参考〉

当社株主の状況（平成26年3月31日現在）

1. 会社が発行する株式の総数 60,000,000株
2. 発行済株式の総数 16,200,000株
3. 株主数 6,341名
4. 大株主の状況（上位10名）

株主名	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
株式会社クレディセゾン	7,588	46.84
ロイヤルバンクオブカナダトラストカンパニー（ケイマン）リミテッド （常任代理人 立花証券株式会社）	4,488	27.71
セゾン情報システムズ社員持株会	596	3.68
株式会社インテリジェントウェイブ	500	3.09
大日本印刷株式会社	308	1.90
有限会社福田製作所	200	1.23
株式会社みずほ銀行 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	196	1.21
協和青果株式会社	101	0.62
株式会社三菱東京UFJ銀行	80	0.49
富士通株式会社	80	0.49

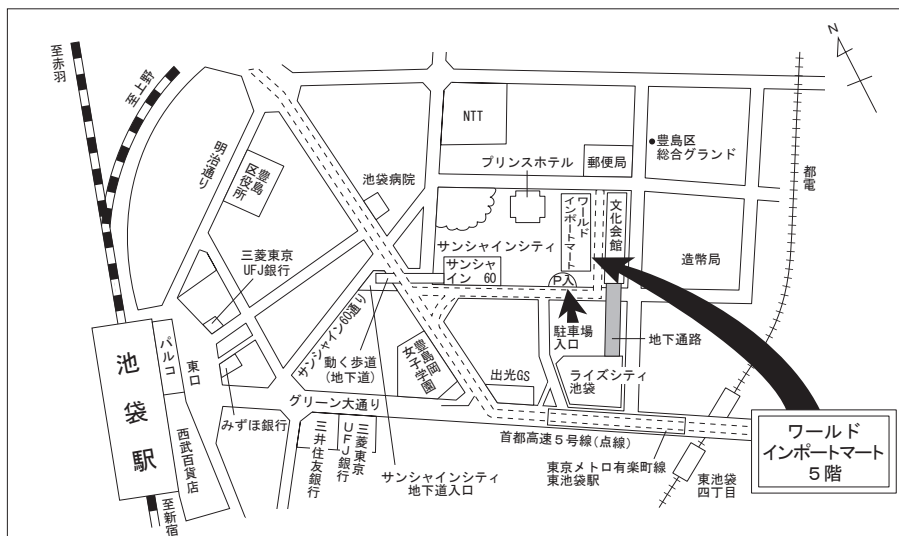
5. 所有者別株式分布状況（株式数比率）

	所有株式数	所有株式数の割合 (%)
①金融機関	451,700	2.78
②個人その他	2,245,991	13.86
③その他の法人	8,812,617	54.39
④外国法人等	4,661,871	28.77
⑤金融商品取引業者	27,604	0.17
⑥自己名義	217	0.00

以上

株主総会会場 ご案内図

会場 東京都豊島区東池袋三丁目1番3号
サンシャインシティ ワールドインポートマート
5階コンファレンスルーム



J R 線 池袋駅東口より徒歩10分

東京メトロ 有楽町線東池袋駅6、7番出口より徒歩5分

都 電 東池袋四丁目より徒歩7分

車 首都高速5号線ご利用の方は東池袋ランプでお降りください。

※ 車でお越しの場合は、駐車券のご用意はございませんのでご了承ください。